

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川浄水場3・9号沈澱池フロキュレーター整備修繕
- 2 業者名 水ingエンジニアリング株式会社 北海道支店
- 3 特定理由 本修繕の対象であるフロキュレーター設備は、浄水処理工程のうち凝集剤を加えた原水に攪拌エネルギーを与えてフロックの形成を促進させるための設備であり、修繕内容は駆動部分の分解整備を行い、経年劣化した機能の回復を図るものである。
当該設備は白川浄水場専用に設計・製作されたもので、製造元のみが保有する設備独自の設計データと、専門的な整備技術がなければ機器の機能回復は確保できない。
上記業者は、対象機器の製造元である(株)荏原製作所から整備・メンテナンスを移管された唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件名 白川第2浄水棟急攪ポンプ整備修繕

2 事業者名 株式会社 日星電機

3 特定理由

本修繕の対象機器は混和池にて、浄水処理用原水と凝集剤を急速攪拌し均一に接触させるための機器である。

本修繕は、経年劣化した機器の部品交換と分解整備を行った後、機器の動作状況の確認など試験調整を行い、機能の回復を図るものである。

交換部品は製造元の純正部品でなければ既設と適合せず、修繕後の動作状況の確認などの総合的な試験調整を行う必要があるため、製造元のみが保有する機器独自の設計データがなければ機能の回復は確保できない。

上記業者は、対象機器の製造元である株式会社日立製作所から対象機器のメンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。

以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。